



いつまでも住み続けたいまち
さらべつ
私たちの 議会

147

平成 26 年 2 月 10 日

発行／更 別 村 議 会

編集／議 会 運 営 委 員 会



11月19日 教育委員と産業文教常任委員による教育懇談会が開催されました。

第 4 回定例会

村税の特定滞納者等に対する
特別措置に関する条例を制定

意見書を提出

委員会レポート

そこが聞きたい「Q&A」
……一般質問

審議結果
議会日誌

次の定例会は 3 月です。議会の傍聴にぜひおいでください。

第4回定例会

村税の特定滞納者等に対する
特別措置に関する条例を制定

第4回定例会は、12月10日から16日までの7日間の会期で行われました。

開会日の10日は、南十勝消防事務組合議会議員の選挙、条例の制定、条例の改正4件、指導主事共同設置規約の変更、一般会計ほか4特別会計補正予算について審議され、条例の制定と条例の改正1件が常任委員会に付託されました。

最終日の13日は、常任委員会に付託された案件、意見書案2件が審議され、2人の議員が4項目について昼間と夜間（ナイター議会）に分かれ一般質問を行ない理事者の見解を質しました。

提案された議案等はそれぞれ可決され、会期を1日間残し、閉会しました。

◎12月10日審議分

選挙

▼南十勝消防事務組合議会議員の選挙

消防事務組合議会は、関係町村（広尾町、大樹町、更別村、中札内村）の議会議員のうちから、それぞれの議会において選挙をした2名の議員で構成されます。更別村議会から選出する議員のうち1名が欠員となっていたことから、新たに高橋議員を選出しました。

条例制定（付託）

▼更別村村税の特定滞納者等に対する特別措置に関する条例制定

更別村税条例に規定する普通税の納付について、著しく誠実性を欠く者に対し納税を促進するため、特別措置を行うなうことを定めるものです。総務厚生常任委員会に付託され、会期中に審査することになりました。

条例改正（付託）

▼更別村村税の特定滞納者等に対する特別措置に関する条例の制定に伴う関係条例の一部を改正する条例制定

更別村村税の特定滞納者等に対する特別措置に関する条例で規定する特定滞納者等に対し、行政サービス等の利用を制限するため、更別村営牧場設置条例など7本の条例の一部を改めるものです。更別村村税の特定滞納者等に対する特別措置に関する条例とともに総務厚生常任委員会に付託され、会期中に審査することになりました。

条例改正

▼更別村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定

職員の旅費について、病気等による出張の変更、取消しの際に生じる損失に対し旅費として支給できるようにするなどの改正を行うものです。

▼更別村畑地かんがい用水施設設置及び管理条例の一部を改正する条例制定

規約の変更

▼中札内村及び更別村指導主事共同設置規約の変更

学校教育に関する専門的事項の指導のため、中札内村と共同で設置している指導主事について、平成26年度より執務場所が中札内村に変更となることから、関連部分を変更するものです。

補正予算

▼一般会計補正予算（第3号）

主には、北海道市町村備荒資金組合積立金、ふるさと融資資金貸付金、公共施設等整

平成26年度で国営事業が完了することから、分担金適用期間を1年間延長するものです。

▼更別村中小企業近代化資金特別融資に関する条例の一部を改正する条例制定

平成26年4月からの消費税増税を控え、融資条件の拡大により、中小企業者のより一層の経営安定化を図るため、運転資金の融資金額及び融資期間を改めるものです。

備基金積立金、南十勝消防事務組合負担金の増額で、4億7千750万3千円の追加補正を行い、総額46億5千597万2千円となるものです。

▼国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

【事業勘定】

主には、一般被保険者療養給付費の増額で、5千244万6千円の追加補正を行い、総額5億4千116万7千円となるものです。

【施設勘定】

主には、検査委託料の増額で、99万6千円の追加補正を行い、総額4億1千559万円となるものです。

▼後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

後期高齢者医療広域連合納付金の増額で、221万円の追加補正を行い、総額5千131万9千円となるものです。

▼簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

主には、配水管移設工事費の減額で、183万円の減額補正を行い、総額4千548万1千円となるものです。

▼公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

主には、下水道施設改修工事費の減額で、1千451万4千円の減額補正を行い、総額1億7千52万8千円となるものです。

質疑・応答

◎更別村中小企業近代化資金特別融資に関する条例の一部を改正する条例制定

松橋議員 条例改正に伴い融資できる額はいくらとなるのか。

産業課長 現行1億円の融資が可能であり、条例改正によりこれを1億5千万円まで引き上げる。

松橋議員 現時点での融資金額はいくらか。

産業課長 年度末で8千7百万円の融資残額となる見込み。

◎中札内村及び更別村指導主事共同設置規約の変更

本多議員 現在選任されている指導主事が変わるのか。

教育長 現在の指導主事に変わり、新年度から新たな指導主事が選任される。

◎一般会計補正予算（第3号）

松橋議員 橋りょう整備事業の減額の内容は。

副村長 当初、紅橋の改修工事を冬季施工で計画していたが、工事を早めて実施したことから2千47万5千円の執行残となった。また、誉橋の改修を予定していたが、新清橋に変更したことから、幅員の関係で負担金が不要となり320万円の執行残となった。

堂場議員 村営住宅等改修事業の減額の内容は。

建設水道課課長 花園団地の給湯設備改修で210万円、曙団地の屋根、外壁、断熱工事で420万円の執行残となった。

堂場議員 これだけ多額の執行残が生じるということは当初予算に問題があったのではないか。

建設水道課課長 当初予算から設計に変更はない。入札の執行により不要額が生じた。

赤津議員 福祉灯油支給事業は灯油100ℓを給付するものだが、十勝管内の他町村ではどのようにしているのか。また、オール電化や薪ストーブなどを使っている世帯についてどのように考えているのか。

保健福祉課長 十勝管内の他町村では、現金又は灯油の引換券により給付しており、現金では5千円から2万円、灯油引換券では100ℓから200ℓの範囲で給付されている。更別村の他に5町が100ℓ、4町村が200ℓの灯油引換券を給付している。

村長 電気料金が値上げとなったこともあり、灯油のみを給付するという事業の形はバランスを欠いている。電気など他の暖房を考慮し、今後、事業のあり方について検討させていただきたい。

本多議員 歳入の地域の元氣臨時交付金6千557万4千円はどのような事業に使われているのか。

副村長 老人保健福祉センター改修工事に2千185万8千円、運動広場管理棟新築工事に627万8千円、中央団地定住化住宅長寿命化改修工事に2千298万2千円、若葉団地公営住宅駐車場整備工事に252万円、福祉の里総合センター前歩道工事に498万円、東3条線外歩道改修工事に249万1千円、東15号取付改良工事に214万

7千円、すももの里あずまや改修工事に231万8千円を充当している。

本多議員 地域の元氣臨時交付金の余剰を備荒資金組合積立金に充てるのか。

副村長 地域の元氣臨時交付金が余ったから備荒資金組合に積み立てるのではなく、地域の元氣臨時交付金が交付されたことにより、当初財源として予定していた基金を取り崩す必要がなくなったため、余剰財源が生じたことから備荒資金組合に積み立てるもの。

更別村村税の特定滞納者等に対する特別措置に関する条例の概要

村税を納めるのは法で定められた村民の義務です。皆さんに納めていただいた税金で、村は様々なサービスを実施しています。しかし、現在の条例等ではその内容によって、村税の滞納者も健全な納税者と同様に村のサービス等を受けることができます。

特定滞納者等に対する特別措置とは、日本国憲法第25条で保障される生存権を遵守した上で、特定滞納者に自覚と責任を持っていただくために公共サービスの制限を行い納税の促進を図るものです。



特定滞納者とは？

- (1) 納税能力がありながら納付催告に応じず納税意思を示さない者
- (2) 再三の催告に対して納税相談も納税誓約もない者
- (3) 行政や行政上の制度に対する不満を理由に納税を拒否する者
- (4) 特別の理由もなく年間賦課課税額に満たない金額を納入していることにより、毎年滞納額が増加している者

制限を受けるサービスは？

出産祝い金の贈呈に関する事 廃棄物の処理及び清掃の免除に関する事
 訪問介護員の派遣に関する事 敬老祝い金の贈呈に関する事
 福祉灯油の支給に関する事 子育て支援用具の貸与に関する事
 老人福祉施設等雇用対策事業助成金交付に関する事
 配食サービス・軽度生活援助・除雪サービス・寝具乾燥サービスに関する事
 移送サービスに関する事 徘徊感知器の貸与に関する事
 軽度難聴児への補聴器の支給に関する事 障害者の日中活動の支援に関する事
 人間ドック及び脳ドックの助成に関する事 企業振興促進補助に関する事
 定住化促進住宅利用に関する事 ふるさとづくり事業助成に関する事
 入学祝金の支給に関する事 村営牧場での預託牛受入に関する事
 農協堆肥購入助成に関する事 農業者明渠排水事業に関する事
 自力草地更新事業助成金に関する事 農業者海外視察研修助成に関する事

◎ 12月13日審議分

条例制定・改正(審議)

▼ 更別村村税の特定滞納者等

に対する特別措置に関する
条例制定

▼ 更別村村税の特定滞納者等
に対する特別措置に関する
条例の制定に伴う関係条例

の一部を改正する条例制定
10日に付託を受けた総務厚
生常任委員会が原案可決、委
員長の報告どおり決定されま
した。

意見書

国に対し意見書を
提出しました

◎ 平成26年度地方財政の確立を求める意見書

政府は、8月8日に閣議了解された中期財政計画において「地方の一般財源の総額については、平成25年度地方財政計画と実質的に同水準を確保する」とされているものの、歳出特別枠の見直しなども言及しており、平成26年度予算編成に向けて地方交付税総額が削減される懸念があります。政府は、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税総額を確保する必要があります。公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、平成26年度の地方財政計画、地方交付税総額の拡大を求めるものです。

(提出者) 高木修一 (賛成者) 高橋清美

◎ 利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書

政府は、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案」を国会に提出しました。同法案では介護保険制度について、要支援者に対する介護予防給付を市町村が実施する地域支援事業の形に見直すことや、一定以上の所得のある利用者の負担引き上げなどを盛り込んだ介護保険法改正案を平成26年通常国会に提出をめざすとしています。少子高齢化が進展する中、社会保障の機能強化に向けた財源やサービス提供体制の確保等が一層重要となっています。高齢者の尊厳が守られ、利用者本位に基づく持続可能な社会保障制度を確立し、高齢者が住み慣れた地域で生活できる仕組みづくりと介護労働者が安心して働き続けられることを求めるものです。

(提出者) 赤津寛一郎 (賛成者) 松橋昌和

EXTRA!!! The Times EXTRA!!!

委員会レポート

産業文教常任委員会

調査事項

農産品の開発と現状について

調査日時

11月19日

調査の結果

- ・旧試験圃の活用について
近年、直播ビートの農家が
増加し、ビニールハウ
スの有効活用が望まれる。
・夏野菜等も考えられるが、
品質管理が難しく農繁期
では無理ではないか。
・タラの芽は冬の活用と
なるが、温度管理が大切
で暖房確保の経費や技術
指導等の検討が必要。
・ニンニクの試験栽培が最
終年を迎え、来年より3

戸の農家が取り組むが、
農業者のニーズと販路等
検討が必要。
・ニンニクは清水町で推進
体制が確立されている。
継続するのであれば体制
づくりが重要。
・戦略作物は、畑作産品だ
けではない。他の作物も
考えるべきではないか。
・更別農業高校との連携に
より、花の栽培に取り組
んではどうか。
・試験栽培を行なうのであ
れば、専門の技術員を配
置すべきではないか。
・来年以降の計画が決まっ
ていないが、JAを中心

とした計画の策定が必要。
2 更別村農業経営・生産対
策推進会議の取り組みにつ
いて

- ・主要畑作産品が主な更別
村の農業形態の現状にお
いては、生産者の試験栽
培に対するニーズが無い
のではないか。
・畑作産品に限らず、乳製
品、畜産品など発想の転
換も事業としては必要で
はないか。
・第5期農業振興計画では、
新たな野菜等の導入の検
討も掲げているが、各農
家、地区、JAの蔬菜部
会、若手後継者グループ
等のニーズ調査をしなが
ら進めてはどうか。

・新たな作物を進めるには、
販路の開拓が重要となるが、
関係機関の積極的な取り組
みが必要ではないか。
・行政の農業政策支援はもち
ろんだが、考え、実行する
のは生産者やJAが基本で
あり、村のスタンス、組織
のあり方の見直しも必要で
はないか。

試験圃については、関係機
関との協議の結果廃止となっ
てからは、その後も行政主導
でニンニク等の試験栽培に活
用されている。試験栽培の必
要性については、生産者、関
係機関と今一度十分に検討す
べきである。栽培品目の選定、
栽培体制について議論し、長

期継続可能な事業の構築が必
要と思われる。また、観光資
源等様々な観点から試験栽培
以外の活用も議論し、遊休地
とならないよう早期検討すべ
きである。ビニールハウスの
活用は、タラの芽栽培が初年
度で、経緯を見守りながらも、
空きスペースの活用は、更別
農業高校も含めた関係機関と
早期事業に向け検討すべきで
ある。更別村農業経営・生産
対策推進会議については、多
種多様なニーズに対応しうる
体制づくり、強化の必要性が
あり、どんぐり推進部会やJA
との連携や行政の関わり方
も含め見直しが必要と考える。

総務厚生常任委員会

調査事項

村有財産（普通財産であ
る土地）の管理状況につ
いて

調査日時

11月15日

調査の結果

1 村有財産のうち普通財産
である土地の管理状況に
ついて、資料に基づき説
明を受けた。

2 貸付している土地につい
ては、適正に使用料を徴

収している。その他の
土地についても、無断
で使用されている土地
もなく管理状況は良好
である。

3 平成20年11月に村有地
の管理状況及び遊休地
等について調査を行い、
「市街地における将来
的に利用の見込みのな
い土地については、隣
接する土地の所有者に
売却してはどうか。」

との報告を行ったが、そ
の作業は順調に進められ
ている。

4 旧国鉄跡地については、
隣接する土地の所有者に
売却してきたが、売却が
成立せず遊休地として所
有する土地が約7万1千
400㎡存在する。今後
の売却の考え方、管理方
法及び活用の可能性につ
いて検討が求められる。

総務厚生常
任委員会正副
委員長を互選

総務厚生常任委員長の欠
員に伴い、11月15日開催の
委員会において、正副委員
長の互選が行なわれました。
委員長に堂場議員、副委員
長に本多議員が新しく選ば
れました。

議会運営委員
会新たに委員を
選任

同じく欠員となっていた
議会運営委員会委員に堂場
議員が新たに選任されまし
た。

そこが聞きたい

いっぱん
質問

第4回定例会は2人の議員が4項目について一般質問を行いました。質問と答弁の内容を要約してお知らせします。

情報豊富な新聞を学校図書室へ

教育長
新聞は一つの教材・素材



赤津議員

赤津議員 新聞は文章の読み方、書き方、豊かな情報を提供してくれます。小中学校の図書室に新聞を置いて教材として活用する考えはないか教育長のお考えをお伺いいたします。

教育長 新聞の特性や機能を生かした学習については、現在も各教科等や発達段階に応じて学習活動に生かすことが進められております。最新の情報を生かした学習活動については、各学校・各担当が、目の前の児童生徒の実態に応じて行われており、その中には、新聞を活用した学習活動もあります。しかし、様々な情報については、新聞以外にも収集し、活用する時代に

なっておりますことから、学校図書室には新聞を配置しておりません。新聞を教材として活用することは最近始まった事ではなく、以前よりそれぞれの学校において、各教科のねらいや発達段階を踏まえ、適宜利用し、活用を図っております。「ゆとり」か「詰め込み」かではなく、基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成との両方が大切であり、

それぞれの力をバランスよく伸ばしていくことが現在の教育に求められているものと考えています。新聞本来の役割や性格・性質と学校の教育活動の中での位置づけから考えますと、新聞は一つの教材・素材となります。今後も学校の教育活動において、各教科等のねらいを達成させるための、数多くある手段の一つとして、適切かつ有効に活用していきたいと考えています。よって、学校教育においては、新聞の持つ良さや有用性を生かしながら、これからの社会を生き抜く術として児童生徒に身に付けさせることが第一と考えています。

離農跡地の独自調査について

農業委員会 委員長 — 建物の解体や売買を勧めることは業務外

赤津議員 農地の効率的な利用を妨げる離農後に残る住宅などの建物について、所有者に解体の意向があるか確認しているでしょうか。今後の農家の高齢化、大規模化を受けて、一定の離農や農地集積が進むと予想されることから何らかの方向性を示すべきではないでしょうか。農業委員会

長の見解をお伺いいたします。

農業委員会 会長

離農者の方が、農地を売りたい旨の申し出があった場合において、農業委員会としては、農地以外の宅地等については職務権限以外のことでありますので、所有者自身の対応におまかせしているところであります。所

所有者の方が、宅地部分も含めて処分したいというお話がありましたら、所有者の方から受け手の方にお話をしてもらい、お互いに話し合いをして、建物の処分、費用の分担等について合意をしてもらうことになろうかと思えます。過去何年、何十年と空き家、空き施設となつて残っているもの

について、それを把握して解体をお願いしたり、周辺の農地の所有者に売買を勧めるということとは、農業委員会の業務としては考えていないところであります。農業委員会におきましては、それぞれの地区担当委員が、地区内の状況を把握して業務を行っており、農地パトロールも実施しているところでありますが、それに加えての遊休家屋、遊休施設の調査を行なう予定は、現在のところございません。農業委員会としては、更別村農

業振興地域から除外されたり、農用地以外の農業施設用地となつているものであれば、特に積極的に、それを農用地にしてくださいとは言えないものと思います。

更別村市街地活性化基本計画の総点検と今後

長 — 若干の遅れはあるもののほぼ計画どおり

赤津議員 平成20年に更別村市街地活性化基本計画素案が策定され5年が経過しましたが、計画の目的はどの程度達成されたのでしょうか。また、計画策定のために設置された策定委員会は、現在どのような状態なのでしょうか。

見解をお伺いいたします。

村長

更別村市街地活性化基本計画素案は、更別村市街地活性化基本計画策定委員会において策定され、その後、平成21年度に更別村市街地活性化協議会において、基本計画素案を基に議論を深め、更別村市街地活性化実施計画を策定しております。この実施

計画で、前期を平成22年度から平成26年度、後期を平成27年度から平成31年度とし、16年度の事業を前期・後期に配して実施しております。前期に位置づけられた15の事業については、市街地誘導看板の設置など3事業が完了し、住民協働の推進など3事業が継続して実施中であり、その他の事業についても、若干の遅れなどがあるものの、計画に沿って進めているところでもあります。これらの事業の実施や高規格幹線道路更別インターチェンジの開通もあつて、本年実施の交通量調査の結果、本通りへの通行車両の増加が見られるところでもあります。市街地活性化協議会の皆様には、当初から計画づくり、事業化へのご協力を頂いているところですが、ほぼ計画どおりに事業が進められていることもあり、本年度においては会議を開催して

ません。今後、必要に応じて

会議等を開催して参りたいと考えております。なお、諸事情によつて、取組の遅れや内容の見直しが求められている事業につきましては、関係団体等と十分な協議を経て、所期の目標を達成して参りたいと考えております。

会議等を開催して参りたいと考えております。なお、諸事情によつて、取組の遅れや内容の見直しが求められている事業につきましては、関係団体等と十分な協議を経て、所期の目標を達成して参りたいと考えております。

少子高齢化による人口減少に対する政策について

長——3点の視点にまとめて着実に



松橋議員

松橋議員 厚生労働省に設置された国立社会保障・人口問題研究所発表の2040年の人口推計では、更別村の人口は2010年と比べ、82.2

%まで減少するとなっており、抜本的な施策を検討する考えはありませんか。また、道州制の導入が検討されており、近い将来再び自立か合併かの選択を問われると予想されます。村長のお考えをお伺いいたします。

村長 これまでの各種事業の取組の成果により、平成22年の国勢調査では、人口の

微増が見られたところであり、近年、住民基本台帳で見ますと、減少の傾向にあり、国立社会保障・人口問題研究所で推計する厳しい予想を受け止めなければならぬところであり、抜本的な施策の展開となりますと、非常に難しい課題ですが、現段階で出来ることや取り組みが必要な事を、3点の視点にまとめて、着実に進めて参りました。

と考えております。1点目は、各種の既存施策の見直しや再編、2点目は、本村の優位性を活かした新たな施策の導入、3点目は、新たな公共サービスの担い手の確保であります。今後の人口と税収の減少を前提に、少子高齢化社会が必要とする多様で高度化する住民ニーズに 대응するためには、行政だけでは限界があり、協働のまちづくりの更なる推進など、より住民主体の地域社会の構築に向け、検討しなければと思っております。次に、道州制については、多くの課題があり、時期尚早と

して、全国知事会をはじめ、地方6団体においては、道州制導入に反対をしているところ、将来「合併か自立か」、早急な判断はしかねますが、今の道州制の考え方で合併は、村にとつての利点が見えない訳で、総合的な判断からして、現下においては、自主自立により村の発展に繋がなければならないと思っております。

第1回臨時会で

第1回臨時会が、1月21日に行われました。一般会計補正予算の専決処分の承認、条例の改正9件、一般会計補正予算について審議され、提案された議案等はそれぞれ可決されました。

▼一般会計補正予算(第4号)の専決処分

村税還付金394万7千円を専決処分により緊急に追加補正し、総額46億5千991

万9千円となるものです。

▼更別村行政財産の使用料徴収

条例の一部を改正する条例

消費税率の引上げに伴い、行政財産(建物)の使用料を改めるものです。

▼更別村普通河川管理条例の一部を改正する条例

消費税率の引上げに伴い、占用料等を改めるものです。

▼更別村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

消費税率の引上げに伴い、消費税率の引上げに伴い、

一般廃棄物処理手数料を改めるものです。

▼更別村営農用水給水条例の一部を改正する条例

使用実態及び消費税率の引上げに伴う経営状況を考慮し、営農用水使用料を改めるものです。

▼更別村公共下水道条例の一部を改正する条例

使用実態及び消費税率の引上げに伴う経営状況を考慮し、下水道使用料を改めるものです。

▼更別村農業集落排水条例の一部を改正する条例

使用実態及び消費税率の引上げに伴う経営状況を考慮し、水道料金を改めるものです。

一部を改正する条例

使用実態及び消費税率の引上げに伴う経営状況を考慮し、農業集落排水使用料を改めるものです。

▼更別村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

消費税率の引上げに伴い、占用料を改めるものです。

▼更別村水道事業給水条例の一部を改正する条例

使用実態及び消費税率の引上げに伴う経営状況を考慮し、水道料金を改めるものです。

▼更別村福祉の里総合センター設置条例の一部を改正する条例

消費税率の引上げに伴い、給食部門利用料を改めるものです。

▼更別村福祉の里総合センター設置条例の一部を改正する条例

消費税率の引上げに伴い、給食部門利用料を改めるものです。

▼一般会計補正予算(第5号)

主には、道営畑総担い手支援型事業負担金、中学校スポーツ競技大会派遣助成金の増額で、462万3千円の追加補正を行い、総額46億6千454万2千円となるものです。

議会の仕組みって？

～議会の仕組みをご紹介します～

議会の主な権限

村長や議員から提出された議案や村民の皆様から提出された請願・陳情を審議し、議会の意思を決めることを「議決」と言っています。具体的には、予算を定めたり、条例の制定や改正をすること、施設の使用料・手数料などを決めること、財産の取得・処分を決めること、決算を認めることなどです。

本会議

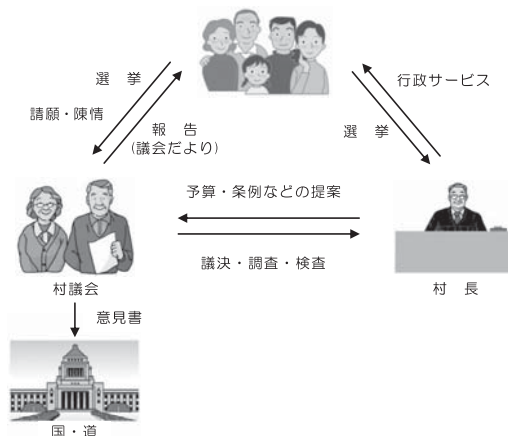
議員が議場に集まって行なう会議を本会議と言います。本会議は、議会が意思決定を行なう場で村長の提案に対し、議員は質問を行い、意見を述べ、多数決で可否を決定します。

定例会と臨時会

本会議は、年4回、3月、6月、9月、12月に開かれる「定例会」と、必要に応じて開かれる「臨時会」があります。定例会も臨時会も、村長が招集しますが、臨時会だけは議員が村長に招集を請求することができます。

委員会

議案や請願・陳情などは、最終的には本会議で決定されますが、村政の範囲は広いことから、効率的、専門的に審査・調査するために「委員会」を設置しています。委員会には、「常任委員会」と「特別委員会」があります。また、議会の運営を円滑に行うため、「議会運営委員会」があります。



議長と副議長

議長は、議会の権威と円滑な運営を確保するため、議場の秩序を保持し、議事を整理し、事務局職員の任免や指導監督を行うほか、対外的に議会を代表します。副議長は、議長が病気その他で職務を執行できないとき、議長に代わって職務を行うほか、さまざまな形で議長を補佐しています。

(表 紙)

平成〇年〇月〇日

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に
関する請願 (陳情) 書

紹介議員 (陳情は必要なし)

〇〇〇〇〇 ㊟

請願 (陳情) 者 (代表)

住所 〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇〇 ㊟

更別村議会議長 〇〇〇〇〇 様

(本 文)

要 旨

.....
.....
.....

要望事項

.....
.....
.....

- 請願・陳情とは、国や道・市町村に対し希望や要望をすることです。
- 請願 (陳情) 書が議会に提出されると、議会ではこれを審査し、定例議会で採択・不採択を決定します。
- 採択したものは、関係する行政機関 (国・道など) に意見書等で送付し、村民の声を反映させることになります。
- ※請願・陳情の仕方
- 一、請願 (陳情) 書には件名・要旨及び要望事項を記載して下さい。
 - 二、提出年月日・請願 (陳情) 者の住所・氏名を記載し、押印して下さい。
 - 三、請願書には必ず1名以上の紹介議員が必要で、表紙に署名または記名・押印して下さい。ただし、陳情書には紹介議員は必要ありません。
 - 四、道路・河川など場所に関するものについては、案内図や略図等を添付して下さい。
 - 五、請願・陳情はいつでも受付けていますが、事務処理の都合がありますので、定例議会開会月の前月20日までに提出して下さい。
 - 六、その他不明な点については、議会事務局にお問い合わせ下さい。
- TEL 52-2117



議会に請願・陳情をされる方へ

定例会審議結果

平成25年第4回村議会定例会（12月10日・12月13日）

議案	件名	議決結果
▼条例の制定	・村税の特定滞納者等に対する特別措置に関する条例制定の件	原案可決
▼条例の一部改正	・村税の特定滞納者等に対する特別措置に関する条例の制定に伴う関係条例の一部を改正する条例制定の件	原案可決
・職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件	・畑地かんがい用水施設設置及び管理条例の一部を改正する条例制定の件	〃
・中小企業近代化資金特別融資に関する条例の一部を改正する条例制定の件	〃	〃
▼指導主事共同設置規約の変更	・中札内村及び更別村指導主事共同設置規約の変更の件	原案可決
▼補正予算	・平成25年度一般会計補正予算(第3号)の件	原案可決
・平成25年度国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の件	〃	〃
・平成25年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)の件	〃	〃
・平成25年度簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の件	〃	〃
・平成25年度公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の件	〃	〃
・平成26年度地方財政の確立を求める意見書の件	〃	原案可決
・利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書の件	〃	〃

臨時会審議結果

平成26年第1回村議会臨時会（1月21日）

議案	件名	議決結果
▼専決処分の承認	・平成25年度一般会計補正予算(第4号)の専決処分の承認を求める件	承認議決
▼条例の一部改正	・行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例制定の件	原案可決
・普通河川管理条例の一部を改正する条例制定の件	〃	〃
・廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定の件	〃	〃
・営農用水給水条例の一部を改正する条例制定の件	〃	〃
・公共下水道条例の一部を改正する条例制定の件	〃	〃
・農業集落排水条例の一部を改正する条例制定の件	〃	〃
・道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定の件	〃	〃
・水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件	〃	〃
・福祉の里総合センター設置条例の一部を改正する条例制定の件	〃	〃
▼補正予算	・平成25年度一般会計補正予算(第5号)の件	原案可決

議会日誌

11月	12月	1月
11日 更別村文化賞・スポーツ賞等表彰式に議長出席	3日 民生委員推薦会に議長出席	28日 十勝町村議会議長会役員会に議長出席
8日 十勝町村議会議長会議員研修会に全議員出席	5日 十勝町村議会議長会に議長出席	27日 十勝町村議会議長会に議長出席
10日 更別小学校学習発表会に議長出席	10日 総務厚生常任委員会・産業文教常任委員会連合審査会	24日 更別村社会福祉大会に議長出席
12日 全国町村議会議長大会に議長出席	11日 総務厚生常任委員会・産業文教常任委員会連合審査会	21日 更別村社会福祉大会に議長出席
13日 道東自動車道・帯広広尾自動車道早期建設促進講演会に副議長出席	16日 総務厚生常任委員会全員協議会	19日 更別村社会福祉大会に議長出席
15日 総務厚生常任委員会	6日 更別消防団出初式に議長出席	17日 更別幼稚園保育発表会に議長出席
16日 上更別小学校・上更別幼稚園合同学習発表会に議長出席	7日 十勝毎日新聞社グループ年賀会に議長出席	15日 上更別小学校・上更別幼稚園合同学習発表会に議長出席
27日 全員協議会	12日 更別村成人式に議長出席	14日 上更別小学校・上更別幼稚園合同学習発表会に議長出席
	17日 市町村行政懇談会及び市町村新年交礼会に議長出席	13日 上更別小学校・上更別幼稚園合同学習発表会に議長出席
	21日 議会運営委員会	12日 上更別小学校・上更別幼稚園合同学習発表会に議長出席
	24日 議会運営委員会	11日 上更別小学校・上更別幼稚園合同学習発表会に議長出席
	28日 議会運営委員会	10日 上更別小学校・上更別幼稚園合同学習発表会に議長出席

故久門議員に 追悼演説

平成25年12月10日開会の第4回議会定例会において、9月18日に逝去された故久門尚二議員に対し、同僚議員から追悼演説が行なわれました。ご遺族も傍聴され、在りし日の温かなお人柄を偲びました。



編集後記

▼新年明けましておめでとうございます。平年と比べ穏やかで暖かい新年を迎えお喜び申し上げます。昨年を振り返りますと、農業分野では、春先の積雪で生育が遅れましたが、その後の天候回復で平年作以上の収穫でありましたことをお喜び申し上げます。酪農家においては、資材の高騰、飼料作物の栄養低下等でご苦勞な年でありました。▼帯広測候所によると市内の最低気温は、1月1日から3日連続で氷点下8度前後と3月中旬並だそうです。昨年3月にオホーツク管内など道東で9人が猛吹雪で命を落としました。十勝でも今後の気象状況に注意し、このような災害がないことを祈りたいものです。

▼私達議会議員は、現在7人と少数であり、一人ひとり緊張しつつ頑張っておりますので、本年もよろしくお願ひ申し上げますとともに村民皆様方におかれましてご健勝で活躍されますことを願ひます。

（高橋委員 記）